

請願・陳情等の受理状況について

令和4年8月25日

ア 京都府京丹後市議会からの意見書 京丹後市議会 議長 谷津伸幸
について

請	願	書	0 件
陳	情	書 等	1 件
計			1 件

(報告)

京都府京丹後市議会からの意見書について

京都府京丹後市議会から意見書が提出されましたので、下記のとおり報告します。

令和4年8月25日

教育長 前川 明範

記

- 1 提出日
令和4年7月8日
- 2 提出者
京丹後市議会 議長 谷津 伸幸
- 3 内 容
教員不足の是正を求めるもの。

4議会第410号
令和4年7月8日



京都府教育委員会教育長
前川 明範 様

京都府京丹後市議会
議長 谷 津 伸 幸



意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別記のとおり提出いたします。

担当 京丹後市議会事務局
議会総務課長 西 村 隆
電話 0772 (69) 0010

(別記)

教員不足の是正を求める意見書

文部科学省が、本年1月31日に教員不足全国実態調査の結果を「2021年4月の始業日時時点で2558人の教員不足が生じていた」と公表した。

現場では、教員不足を補うため管理職が学級担任を代替するなど、教科担任の不足により必要な授業が行えなかったなどの影響があった。

京丹後市でも本年3月末時点で、8人の教員不足の状況があり、その補充に関係者の必死の努力がされてきた。今も非常勤講師の特別措置としての配置はあるものの、管理職による担任代替の状況は続いている。

教育基本法には教育の目的(第一条)は「人格の完成」とあるが、現状のような教員不足では目的の遂行ができないことが危惧される。

教育は未来への投資であり、教育の現場の魅力を高めるには、十分な教員を配置し、これ以上教員の負担を増やさないことが重要と考える。そのためには、採用定数の確保により正規教員を増員させるとともに、任命権者である府教育委員会の教員採用における採用の機会を増やすなど、教員採用を着実に実施することによって教育環境を整備することが必要である。また府独自に創設された産休予定者勤務校への講師先行配置が十分に機能するための更なる取組も求められる。

よって京丹後市議会は、子どもたちの学びを保証するため、教員不足を早急に解決することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月8日

京都府教育委員会教育長 前川 明範 様

京都府京丹後市議会

